昭和三十二年総理府令第二十一号 特別とん譲与税法施行規則

税法施行規則を次のように定める。 特別とん譲与税法の規定に基き、特別とん譲与

(法第一条第二項の総務省令で定める港湾施設

第一条 特別とん譲与税法 (昭和三十二年法律第 壁、係船浮標、係船くい、さん橋又は浮さん橋 第二条第五項第三号に掲げる係留施設のうち岸 に規定する総務省令で定める港湾施設の種類 七十七号。以下「法」という。)第一条第二項 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

第四四号) 則 (平成一二年九月一四日自治省令

この省令は、公布の日から施行する。

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平 この省令は、内閣法の一部を改正する法律

(二以上の開港所在市町村の区域が一の税関の

管轄区域に属する場合の譲与の基準)

(去第一条第一項の開港所在市町村をいう。以第二条 一の開港に係る二以上の開港所在市町村 得た額を、それぞれ当該開港所在市町村に対し が当該開港所在市町村ごとに定める率を乗じて における停泊の状況等を基準として、総務大臣 湾施設の利用状況、当該外国貿易船の当該開港 八号)第二条の外国貿易船の当該開港に係る港 港する特別とん税法(昭和三十二年法律第三十 とん税の収入額に相当する額に、当該開港に入 おける特別とん譲与税は、当該税関に係る特別 する。以下同じ。)の管轄区域に属する場合に 税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所と は出張所又は支署の出張所があるときは、当該 町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しく 下同じ。)の区域が一の税関(当該開港所在市 て譲与するものとする。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措

第三条 総務大臣は、特別とん譲与税を開港所在 し、又は減少する必要が生じたときは、当該錯の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加 に加算し、又はこれから減額するものとする。 期において当該開港所在市町村に譲与すべき額 与時期のうち総務大臣が定める譲与時期におい誤があつたことを発見した日以後に到来する譲 市町村に譲与した後において、その譲与した額 て、当該増加し又は減少すべき額を当該譲与時

一年度分の特別とん譲与税から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、昭和三十

三号) (昭和三五年七月一日自治省令第